

1. 案件名

国名：ヨルダン・ハシェミット王国

案件名：財政・公的サービス改革開発政策借款

L/A 調印日：2015年5月27日

承諾金額：24,000百万円

借入人：ヨルダン政府（The Government of the Hashemite Kingdom of Jordan）

2. 事業の背景と必要性**(1) 当該国における経済セクターの開発実績（現状）と課題**

2010年末からの「アラブの春」にともなう地域政情不安定化や隣国シリアでの紛争により、ヨルダンの人口の約1割にあたる62万人以上のシリア難民がヨルダン国内に大量流入しておりヨルダンの社会・経済に大きな影響を与えている。これは2011～2013年の実質経済成長率を2%台に留まらせた。また財政収支も、難民に対する公共サービス提供等のため2013年は対GDP比▲11.1%に落ち込んだ（国際通貨基金、IMF）。更にエジプトからの安価な天然ガスの輸入が「アラブの春」以降滞り、代替としてよりコストがかかる燃料による発電を余儀なくされているため電力公社への資金移転を行っていることも財政赤字の大きな原因となっている。公的債務の水準は、2009年以降財政収支の悪化や経済成長の低迷も相俟って上昇しており、2013年末には対GDP比は86.4%に達した。政府予算書によると、2015年の資金需要（財政ギャップ）は約87億ドルと見込まれており、うち現時点で対外借入の目途が立っているのは約5.6億ドル、他にもドナー等に借款供与の依頼をしており、足りない分はユーロ債や国内市場での国債発行で補うことを見込んでいる。

ヨルダン政府は、所得税法の改正等を伴う税制の改革による歳入強化等を通じ、財政赤字幅の縮小への取組みを進めているが、債務の適切な管理、資金調達手段の多様化、財政赤字の大きな原因となっている電力・水分野の改革が課題となっている。電力公社、水公社への資金移転は、2013年では財政赤字の53%に上っており、電力・水分野の改革は不可欠な状況。

具体的には、電力分野では、決定されている電力料金の着実な引き上げの実施、エジプトからのガス輸入に代わる代替燃料の活用（LNGの輸入と発電）、同分野の長期計画の策定が課題として挙げられている。また水分野は、全発電量の14%近くが消費されるなど過剰に電力が消費されている。今後電力料金引き上げの影響で水道事業の財政状況が悪化しないよう、省エネや再生可能エネルギーの活用によるコストの削減が課題となっている。

(2) 当該国における経済セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ヨルダン政府は、2006年に発表した国家アジェンダ（The National Agenda:2007-2017）で、安定的なマクロ経済運営のための政策決定や公的サービス開発（水、エネルギー分野含）等を目標としている。本事業は、上記ヨル

ダン政府の開発政策を踏まえ、財政強化及び公的サービス分野の開発にかかる政策の実施を促進するものと位置づけられる。

(3) 経済セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対ヨルダン・ハシェミット王国国別援助方針における重点分野として「自立的・持続的な経済成長の後押し」が定められており、本事業は開発課題である「経済成長の基盤整備」に対応する「開発政策立案・実施支援プログラム」に合致する。最近の我が国及び JICA の援助実績は以下のとおり。

- ・(円借款)「人材育成・社会インフラ改善事業」(122.34 億円、2012 年 8 月 L/A 調印)

- ・(円借款)「財政強化型開発政策借款」(120 億円、2014 年 3 月 L/A 調印)

- ・(国別研修)「公的債務管理能力向上」(2014 年 3 月)

(4) 他の援助機関の対応

財政部門への支援として、世界銀行(WB)が2012年2月及び2014年4月に財政・マクロ経済の枠組みの改善、金融部門の政策改善、ビジネス環境整備、ソーシャルセーフティネットの向上を柱とした開発政策借款を供与した。IMFも2012年8月、マクロ経済の安定化、格差是正、成長阻害要因の排除等を開発目標としたスタンドバイ取極め(SBA)を供与している。また米国政府はヨルダン政府発行債券に保証を供与している。ヨルダン政府は2013年からの2年間で総額22.5億米ドルの米国保証付きユーロ債券を発行している。加えて、米国国際開発庁(USAID)、IMF及びWB等は財務・債務管理の改善、フランス開発庁(AFD)はエネルギー分野でのセクターローンを実施しており、今後公的サービス分野での継続支援を検討中。

(5) 事業の必要性

本事業は債務管理能力の向上や公的サービス分野の効率化支援の実績を評価し、赤字基調の財政運営を改善するものであり、安定的なマクロ経済運営を目指すヨルダン政府の開発政策を後押しするものである。これは我が国及び JICA の援助方針に合致していることから、JICA が本事業実施を支援する必要性・妥当性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的: 本事業は、ヨルダン政府の債務管理分野、公的サービス分野(電力・水)の政策改革を支援することにより、財政管理の強化及び公的サービス(電力・水)の改善を図り、もって同国の経済の安定化に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名: ヨルダン・ハシェミット王国全土

(3) 事業概要: 以下に設定したポリシーマトリックスに挙げる改革項目においてヨルダンの政策改革を支援し、その改革の継続及び我が国との政策対話の促進を図る。

改革項目	目的	① プライアー・アクション	② 政策アクション
		2015年1月達成見込み	2015年末達成見込み
債務管理改善	債務管理能力向上	債務管理ツール開発計画の承認	債務管理ツールからデータ抽出された、将来予測・分析・ストレステストを含んだ債務管理報告書の発行
	政府主体の資金調達手段多様化	スクーク発行の予算を含む 2015年度予算書の国会提出	スクーク発行の予算を含む 2016年度予算書の国会提出とスクーク債の発行
公的サービス分野改善	電力セクター長期計画の策定	(電力) JICA との電力マスタープラン作成支援に関する合意 (R/D) 署名及び運営委員会の選出	運営委員会の承認と運営委員会の活動開始
	電力公社の赤字改善	(電力) 電力料金の値上げ (2015年1月予定部分)	値上げした電力料金の維持
	代替燃料の確保	(電力) LNG の売買契約締結の閣議承認	LNG ターミナルの完成
	水分野における省エネ・再生可能エネルギー促進	(水) 省エネ・再生可能エネルギー政策ペーパー第一次ドラフト案の提出	政策ペーパーの承認及びプロジェクトに対する予算の確保
	シリア難民受入地域の負担軽減	(水) 北部シリア難民受入地域における上下水道マスタープラン・実施計画書の承認	優先プロジェクト提案書の作成

(注)下線部分はIMFによるSBAにおけるベンチマークと共通の政策アクション。

(4) 総事業費：要請額：250百万ドル、借款額：24,000百万円

(5) 事業実施スケジュール：貸付完了(2016年3月予定)をもって、本事業完成とする。なお、政策アクションを2段階に分けており、1段階達成ごとに貸付実行予定。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：ヨルダン・ハシェミット王国政府(The Government of the Hashemite Kingdom of Jordan)
- 2) 保証人：なし
- 3) 事業実施機関：計画・国際協力省(Ministry of Planning and International Cooperation)
- 4) 操業・運営/維持・管理体制：ヨルダン政府内の関連省庁との調整は計画・国際協力省が行う

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 (A, B, C, FI を記載) : C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：特になし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：特になし

(8) 他ドナー等との連携：政策マトリックスの一部は、IMF による SBA のベンチマークと共有のものである。また、政策マトリックスの策定は世銀、AFD、USAID 等のドナーとも連携して行っており、政策の達成状況のモニタリングは各機関とも密接に連携を取りながら実施する。

(9) その他特記事項：特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) 運用・効果指標

改革項目	指標	基準（2015年1月）	目標（2017年6月）
債務管理改善	債務管理能力向上	債務管理報告書（四半期毎発行）記載内容は現状把握のみで将来予測・分析がなされていない	将来予測、シナリオ分析、ストレステスト等を含んだ債務管理報告書（四半期毎）の発行
	政府主体の資金調達手段多様化	スクークの発行経験なし	ソブリン・スクーク発行
公的サービス分野改善	電力セクター長期計画の策定	長期計画策定能力不足	電力規制委員会による長期計画の承認、及び電力公社による計画実施・監理
	電力公社の赤字改善	2014年1月に電力料金第一次値上げ（4か年計画）	電力公社の赤字解消のための電力料金値上げ計画の完全実施。
	代替燃料の確保	発電にLNGは使用されていない	LNGによる発電が開始される。
	水分野における省エネ・再生可能エネルギー促進	省エネ・再生可能エネルギー実施計画・予算配分がない	省エネプロジェクト（少なくとも1件の優先プロジェクト）の完了、再生可能エネルギープロジェクト（少なくとも1件の優先プロジェクト）の実施開始
	シリア難民受入地域の負担軽減	北部における水分野でのインフラ計画がない	対応計画（マスタープラン）に沿ったプロジェクト（少なくとも1件の優先プロジェクト）の完了

2) 内部収益率：算出せず

(2) 定性的効果：財政規律の向上、債務持続性の向上、公的サービス（電気・水）の改善、シリア難民受入コミュニティの負担軽減

5. 外部条件・リスクコントロール

ヨルダン及び事業対象周辺地域の治安情勢及び政治経済情勢の悪化

6. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果：「インドネシア開発政策借款（I～IV）」の事後評価結果等から、開発政策借款(DPL)と技術協力は相互補完的で、改革プロセスのさまざまな段階で相乗効果を発揮するためDPLと技術協力の連携を促進することが必要との教訓が得られている。また、「ベトナム貧困削減支援借款(PRSC)」の事後評価等において、PRSCの効果・実効性は、政策制度の運用・執行面の確実な実行があつてこそ発現できるものであり、政策制度の策定のみならず、政策制度の執行・運用を行う現場でのきめ細かい能力構築や制度強化が不可欠で

あるとの提言を得た。

(2) 本事業への教訓：本事業でも政策対話を現場レベルの改革に落とし込む必要があることから、上記インドネシア DPL で技術協力が相互補完的に働き改革プロセスにプラスの効果を与えたという教訓及びベトナム PRSC で能力構築が不可欠であるとの提言を踏まえ、2.(3)にあるような技術協力や専門家派遣、研修を実施中・実施予定である。また、本事業の運用・執行面を含めたモニタリングを世界銀行と合同で行うこととする。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：運用・効果指標

(2) 今後の評価のタイミング：事業完成 1 年後及び目標値達成期限時（2017 年 6 月）

以 上